

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(昭四五・一二・二五)

(昭四六・九・二三)

(昭四六・九・二三)

改正

改正

改正

昭四五法七一、昭五一法四七、法六八、昭五八法四三、昭六二法八七、平三法九五、平四法一〇五、平五法八九、法九二、平六法八四、平七法九一、平九法八五、平一〇法五四、平一法六四、法八七、法五一、平二法一六〇、法九一法二〇五、平一三法六六、法一三八、平一四法一、法四五、平一五法四三、法九三、平一六法三六、法四〇、法一四七、平一七法三三、法四二、平一八法五。法五〇

(平一八法五〇は未施行につき、該当条文末尾参照)

昭四五、平一五法四三、法九三、平一六法三六、法四〇、法一四七、平一七法三三、法四二、平一八法五。法五〇
(平一八法五〇は未施行につき、該当条文末尾参照)

環境令一〇・環境令一一・環境令一
七・環境令二〇・環境令三〇・平一
八・環境令七・環境令一七・環境令二
〇・環境令二三・環境令二七・平一
九・環境令四

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（平三法九五・一部改正）

通達

○目的

（昭四六・一〇・一六環整四三）

最終改正 昭四九・三・二五環整三六

第一 1 廃棄物処理法は、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするものであり、清掃法に比較し、あらたに公害対策基本法に規定する生活環境の保全ということがその目的として加えられたが、これは、廃棄物の収集運搬及び処分に

○目的

（平四・八・一三衛環二三二）

最終改正 平八・六・五衛環一八九

第一 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四年法律第一三七号。以下「法」という。）の改正により、廃棄物の排出を抑制することが新たに法の目的として加えられ、また、廃棄物の処理の内容として、保管、収集、運搬、再生、処分等が明示された。これは、廃棄物の処理においては、廃棄物として排出されたものを焼却等中間処理し、最終処分することにとどまらず、廃棄物の排出を抑制し、また、廃棄物の減量化、再生を推進することが重要であるとの考え方に基づくものであり、この趣旨を十分理解したうえで法の運用に当たられたいこと。

◎改正の趣旨

(平九・一二・一七生衛一一二)

第一 我が国においては、経済成長や国民生活の向上等に伴い、廃棄物が大量に排出される一方で、廃棄物の減量や再生利用は必ずしも十分に進んでいない状況にある。

他方、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の廃棄物処理施設については、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その設置や運営をめぐる紛争が多発し、その確保がますます困難となっており、このような傾向が続けば、将来、廃棄物の適正な処理に支障を来しかねない深刻な状況にある。また、産業廃棄物の不法投棄が跡を絶たず、その解決が強く求められている。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の減量化・再生利用の推進、廃棄物処理施設に係る規制の見直し及び不法投棄対策を柱とする総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理の確保に向けた対策の積極的な推進を図ることとしたものである。

投棄等の廃棄物処理をめぐる諸問題を踏まえ、廃棄物の適正な処理を確保するため、総合的な対策を講ずるものである。

このため、多量排出事業者にかかる減量化の推進、リサイクル推進のための規制緩和の措置により減量化・リサイクルを推進するとともに、施設設置手続きの明確化・廃棄物処理施設の維持管理の強化・廃棄物処理業者にかかる許可要件の強化・的確な行政実施のための情報交換の促進等廃棄物処理にかかる信頼性・安全性の向上のための措置や、産業廃棄物管理票制度の拡充、不法投棄を中心とした罰則の大幅な強化・原状回復のための措置等不法投棄対策のための措置を講ずることとしている。

今般の改正においては、廃棄物処理施設の設置をめぐり地域での紛争が多発している状況を踏まえ、地域ごとの生活環境の保全への配慮を組み込んだ施設の設置手続きをはじめ、廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）による規制を強化・充実するとともに、これと併せて廃棄物処理基準等の諸基準の強化・明確化を図ることとしているところである。

◎総論

(平九・一二・二六衛環三一八)

第一 今般の改正は、最終処分場の逼迫、不法

的として、多くの都道府県及び政令市において要綱等に基づき独自の行政指導が行われてきたところと承知しているが、各都道府県及び政令市におかれでは法改正及び基準強化の趣旨、目的等を踏まえ、改正された法に基づく規制の円滑な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しへを行うことにより適切に対応されたい。

（定義）

- 第二条** この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。
- 2** この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をい
- 3** この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 4** この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック

類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げ
に伴い生ずる廃棄物（政令で定め
るものに限る。第十五条の四の五

第一項において「航行廃棄物」と
いう。）並びに本邦に入国する者が
携帯する廃棄物（政令で定めるも
のに限る。同項において「携帯廃
棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業
廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、
爆発性、毒性、感染性その他の人の
健康又は生活環境に係る被害を生ず
るおそれがある性状を有するものと
して政令で定めるものをいう。

（特別管理一般廃棄物）

〔令〕第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法
律（以下「法」という。）第二条第三項（ダ
イオキシン類対策特別措置法（平成十一
年法律第百五号）第二十四条第二項の規
定により読み替えて適用する場合を含
む。）の政令で定める一般廃棄物は、次の
とおりとする。

一 次に掲げるもの（国内における日常
生活に伴つて生じたものに限る。）に含
まれるポリ塩化ビフェニルを使用する
規定する情報処理センターの使用に
係る電子計算機（入出力装置を含む。
以下同じ。）と、第十二条の三第一項
に規定する事業者、同条第二項に規定
する運搬受託者及び同条第三項に

規定する処分受託者の使用に係る入
出力装置とを電気通信回線で接続し
た電子情報処理組織をいう。

（平三法九五・平四法一〇五・平九法八五・
平一五法九三・平一八法五・一部改正）

〔参考〕 令一（二）の四

- 規定する情報処理センターの使用に
係る電子計算機（入出力装置を含む。
以下同じ。）と、第十二条の三第一項
に規定する事業者、同条第二項に規定
する運搬受託者及び同条第三項に

- 二 別表第一の一の項の中欄に掲げる施
設において生じた同項の下欄に掲げる

廃棄物四四

廃棄物（第二条の四第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。）

三 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三条の四第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。）

四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三号並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二条の四第五号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、

第一号に掲げるものを除く。）

八 別表第一の四の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものに限る。以下「感染性一般廃棄物」という。）

（平政四三四・平一二政三二三・平一三政二一政四三四・平一二政三二三・平一三政二三九・平一四政三二三・一部改正）

（産業廃棄物）

〔令〕第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず（建設業に係るもの（工作物

の新築、改築又は除去に伴つて生じた

ものに限る。）、バルブ、紙又は紙加工

品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使

用して印刷発行を行うものに限る。）、

出版業（印刷出版を行うものに限る。）、

製本業及び印刷加工業に係るもの並

びにボリ塩化ビフェニルが塗布され、

又は染み込んだものに限る。）、

二 木くず（建設業に係るもの（工作物

の新築、改築又は除去に伴つて生じた

ものに限る。）、木材又は木製品の製造

業（家具の製造業を含む。）、バルブ製

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

五 动物又は植物に係る固形状の不要物

四の二 と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した

同条第一項に規定する獸畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する

法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において

食鳥処理をした同条第一号に規定する

食鳥に係る固形状の不要物

五 ゴムくず

六 金属くず

七 ガラスくず、コンクリートくず（工

作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず

八 鉱さい

九 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

十 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）

十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばい煙である。

十三 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

十四 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(1)、第八号及び第十一号、第三条第二号

ホ、第三号ヘ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ハ 廃油（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。）

二 廃酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ホ 廃アルカリ（事業活動に伴つて生じたものに限る。第三十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ハ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(5)を除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）

（航行廃棄物）

（令）第二条の二 法第二条第四項第二号の政令で定める船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物は、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の廃棄物とする。

（平五政三八五・追加）

の廃棄物に該当しないもの

（平四政二一八・全改、平五政三八五・平六

政二二・平九政三五三・平一政三四・

平二政四九三・平一政三三九・平一一三

政三三一・平一四政二・平一四政三二三・

平一五政三五〇・平一六政五・平一六政二

九六・平一八政二五〇・一部改正）

（携帯廃棄物）

（令）第二条の三 法第二条第四項第二号の政令で定める本邦に入国する者が携帯する廃棄物は、入国する者の国外における日常生活に伴つて生じたごみその他の廃棄物（前条に規定する廃棄物を除く。）であつて、当該入国する者が携帯するものとす

る。

（平五政三八五・追加）

(特別管理産業廃棄物)
〔令〕第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 廃油(燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く。)

二 廃酸(著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。)

三 廃アルカリ(著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。)

四 感染性産業廃棄物(別表第一の四の項目の下欄に掲げる廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。)及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物(国内において生じたものにあっては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。)をいう。以下同じ。)

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。)

イ 廃ポリ塩化ビフェニル等(廃ボリ

塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油をいう。以下同じ。)

(1) 掲げるものをいう。(以下同じ。)

口 汚泥(事業活動に伴つて生じたもの及び法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物のうち日常生活に伴つて生じたもの(以下「事業活動等発生物」という。)に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ニ ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものが塗布されたもの(以下「事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

(2) 紙くず(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

(3) 木くず(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

(4) 繊維くず(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

(5) 廃プラスチック類(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの

(6) 金属くず(事業活動等発生物に限る。)

限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたものに限る。)陶磁器くず(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの

(7) 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(事業活動等発生物に限る。)のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの

ハ ポリ塩化ビフェニル処理物(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するため処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)をいう。以下同じ。)

ニ 下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第十三条の四の規定により指定された汚泥(以下「指定下水汚泥」という。)(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該指定下水汚泥を処分するため処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該指定下水汚泥を処分するため処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

ホ 第二条第八号に掲げる廃棄物(事

業活動に伴つて生じたものに限る。以下「鉱さい」という。(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該鉱さいを処分するため

に処理したもの（環境省令で定める）
基準に適合しないものに限る。）

ト 第二条第十二号に易する密輸物に係るもの（輸入されたもの）を除く。別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く）及び輸入されたもの（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

(事業活動に伴つて生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじんであつて集じん施設にて集められたものを除く。次号、

第七号、第九号、第三条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじん」という。) (国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。) であつて水銀又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)及び当該ばいじんを処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

り、ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三の五の項又定める基準に適合しないものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表の四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつてカドミウム又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するためには、処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)にあつては、別表第三の三の項又

は六の項に掲げる施設において生じたものに限る。又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表の六の項に掲げる施設において生じたものに限る)であつて鉛又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。及びこれらの廃棄物を処分するためにして処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)ばいじん(国内において生じたも

のにあつては、別表第三の七の項又は八の項に掲げる施設において生じたものに限る。又は燃え殻(国内において生じたものにあつては、同表の八の項に掲げる施設において生じたものに限る)。又は燃え殻(国内において生じたものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものに限る。)又は燃え殻(国内において生じたものに限る。)

において生じたものにあつては、同表の一〇の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつて、硅素又はその化合物を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するための処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

のにあつては、別表第三の一の項
又は一二の項に掲げる施設において
生じたものに限る。) 又は燃え殻(國
内において生じたものにあつては、
同表の一の項に掲げる施設におい
て生じたものに限る。) であつてセレ
ン又はその化合物を含むもの(環境
省令で定める基準に適合しないもの
に限る。) 及びこれらの廃棄物を処分
するために処理したもの(環境省令
で定める基準に適合しないものに限
る。)

法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴つて生じたものを除き、同表の一四の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつてダイオキシン類を含むもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限

タ 廃油 (廃溶剤) (ジクロロメタンにて
限る。)に限るものとし、国内において
て生じたものにあつては、別表第三
の一七の項に掲げる施設において生
じたものに限る。)及び当該廃油を処
理するために処理したもの(環境省
令で定める基準に適合しないものに
限る。)

力 る。)
ガ
力 廃油(廢溶剤)(トリクロロエチレンに限る)に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一五の項に掲げる施設において生じたものに限る。及び当該廃油を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)。
ヨ 廉油(廢溶剤)(テトラクロロエチレンに限る)に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一六の項に掲げる施設において生じたものに限る。及び当該廃油を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)。

タ 廃油(廃溶剤)(ジクロロメタンに限る。)に限るものとし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一七の項に掲げる施設において生じたものに限る。)及び当該廃油を処分するため処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

に限るものとのし、国内において生じたものにあつては、別表第三の一八の項に掲げる施設において生じたものの処理（廃油を処分する）及び当該廃油を処分するための処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）に限る。）及び当該廃油を処分するための処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）に限る。）

產廐四

